

(別紙)

同意書

(うるま市高齢者等紙おむつ等支給事業利用上の注意点)

うるま市高齢者等紙おむつ等支給事業（以下「事業」という。）の利用を申請するにあたり、当該事業の利用が決定した場合は、うるま市高齢者等紙おむつ等支給事業実施規則（以下「規則」とする。）の定めはもとより、下記の事項を守ることを約するために本書を提出します。

記

- 1、紙おむつ及び尿取りパッド（以下「紙おむつ等」という。）を受領する場合は、「高齢者等紙おむつ等支給証（以下「支給証」とする。）」の提示が必要です。
- 2、紙おむつ等の受領は月 1 回とし、支給限度額(8,500 円)を超えた分は自己負担となります。
- 3、支給月額は、当該月にご利用ください。翌月への繰り越しはできません。
- 4、次に該当する場合は、規則第 12 条の規定に基づき、届出の義務があります。また、その結果紙おむつ等の支給が廃止となる場合は、廃止の手続き及び支給証を返還しなければなりません。
 - ① 要介護認定が要介護 4 または 5 でなくなったとき。
 - ② 診断書により要介護 4 または 5 相当と認められた者が、要介護認定の申請を行うとき。
 - ③ 介護保険施設へ入所するとき（ショートステイ※は除く）。
※施設入所かショートステイかの区別は担当 CM にご確認ください。
 - ④ 本人世帯または同敷地内の家族世帯が住民税課税世帯となった場合。
 - ⑤ 本人世帯または同敷地内の家族世帯の世帯構成に変更がある場合。
 - ⑥ 生活保護等、他制度によりおむつ代の助成を受けることとなった場合。
 - ⑦ 転居した場合。
 - ⑧ うるま市より転出等により資格を喪失した場合。
- 5、1～5 に違反した場合若しくは受給者が偽りその他不正の手段により紙おむつ等の支給を受けたときは、規則第 15 条の規定に基づき、既に支給した紙おむつ等の費用の全部又は一部が返還となります。

年 月 日

利用者氏名： _____

申請者(家族等)氏名： _____ (本人との続柄： _____)

(この同意書は、原本をうるま市が保管し、写しを申請者へ交付します)